



安全衛生

あれこれ

41

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田稔久

機械災害による送検事案

「挟まれ防止の安全3原則」

産業機械は、今や製造業、建設業に限らず、商業店舗、介護施設等のあらゆる分野で活用される人の負担を軽減させています。一方、機械は一度事故が起きると死亡や障害が残るような重篤な災害も発生させ、そのような報道に接することも度々です。

令和4年の愛知県下における労働災害による死傷者数は14135人で、内928人(6・6%)が「機械等による挟まれ・巻き込まれ」により被災しています(人数は未確定値)。安衛法令やJIS等で示された挟まれ災害の防止対策は、①機械の危険個所にカバ

ーを設ける等の具体的な防護措置、

②「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づきリスクアセスメントを踏まえたリスク低減措置、③流通の規制(欠陥機械の回収・改善命令制度等)の措置、④「止める・呼ぶ・待つ」の規範的スロ―ガンによる活動等があります。もちろん、挟まらない機械、挟まれても負傷しない本質安全の機械が理想です。

さて、今年の3月、愛知労働局のホームページに県下の監督署が行った「安衛法違反の疑いで書類送検」との記事が4件掲載されました(本誌がお手元に届く頃には、

(別掲1)

1 R5.3.14の送検事案 (運転開始の合図)

1、被疑者 法人他1名
2、被疑条文 安衛法第20条 安衛則第104条第1項
3、災害の概要
R 5.1.4、A市の(株)A社内に設けられた焼却炉において毎月1回の定期点検作業中に、男性労働者が、焼却炉内のごみを押し出す機械を稼働させたところ、焼却炉内で水漏れした溶接作業をしていた被災労働者(60歳代)が前記機械と焼却炉内の設備の間に挟まれ死亡した。
4、被疑内容
同則では、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図する者を指名して、関係労働者に対し合図を行わせなければならないと規定されているが、災害発生当時、一定の合図を定めず、かつ、合図する者も指名していなかった疑い。

(別掲2)

2 R5.3.14の送検事案 (掃除等の場合の運転停止等)

1、被疑者 法人他1名
2、被疑条文 安衛法第20条 安衛則第107条第1項
3、災害の概要
R 4.9.20、O市のS(株)工場において、同社の男性労働者(66歳)が印刷機械の運転中、ウエスを用いて、同機械の掃除作業を行っていたところ、回転するロールに左手首を巻き込まれ、手首を切断した。
4、被疑内容
同則では、機械の掃除、調整等の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時に、機械の運転を停止させないで掃除作業を行っていた疑い。

(別掲3)

機械の運転開始と掃除時等における安全3原則

1、安衛則第104条第1項(条文内容は概要、以下同じ)
機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図する者を指名して、関係労働者に対し合図を行わせる。
2、安衛則第107条第1項
機械の掃除、修理等の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止させる。
3、安衛則第107条第2項
同条第1項により機械の運転を停止した時は、第三者による誤起動を防止するため、起動装置に錠をかけ、表示板等を取り付ける。

当該記事の公開はおそらく終了。

その内2件が機械の挟まれ災害に係るもので、関係する省令の条文は「安衛則104条の第1項(運転開始の合図)」と「同則第107条の第1項(掃除等の場合の運転停止等)」でした。具体的な事案の内容は別掲1と2のとおりであり、法令違反によるこの種の災害が繰り返されています。

また、この2事案の他に機械災害に係る違反の多い条文として知られているのが「安衛則第107条第2項」です。この規定は、機械の掃除・修理作業等に従事している作業者が、第3者の誤った操

作により機械が起動して被災することを防ぐもので「ロックアウト・タグアウト」とも呼ばれている安全措置です。前述の2件の送検事案と併せて整理したのが、別掲3の「機械運転開始と掃除時等における安全3原則」です。この3項目の措置事項は、多くの作業者の犠牲によって規制された法令上の基準であり、「墓石安全」

(死亡災害後の対策のこと)の重要性と自分の災害を最後にして欲しいとの被災者の思いが込められています。

最後に、監督署が公表した送検

時のコメントを紹介いたします。

「労働局と監督署では、従来から機械による挟まれや巻き込まれについての災害の防止の徹底を重点課題に位置づけ、臨検監督はもとより、あらゆる機会を通じて指導啓発し、遵法意識の向上に努めてきた。今後とも重大又は悪質な違反行為に対しては厳正な態度で臨む等、一層取り組みの強化を図っていく」です。私たちもこの3原則を守らないことは「重大で悪質な違反行為」であり、これを守ることは労働災害防止に欠かせないことを再認識したいと思います。

